

# 改憲が手軽にできるザル法

## 憲法改正・国民投票法

立正大学名誉教授 金子勝さん



「憲法教室」で講義する金子勝さん

この秋の臨時国会に向けて安倍首相の改憲発言がエスカレートしていきま  
す。もし改憲案が国会で発議されることになれば必ず「国民投票」というこ  
とになります。私たちは主権者として「国民投票法」をしっかりと知ってお  
く必要があると、今回の「金子勝先生の憲法教室」は「国民投票法」を学習  
する緊急特別授業となりました。金子先生は「改憲が手軽にできるザル法」  
憲法改正・国民投票法」と題して次のように語りました。（文責編集部）

### 憲法教室緊急特別授業

「国民投票法」について

までには、どんなプロセスで改憲手続きが行われるのか。その基になるのは日本国憲法九十六条です。それから、あらためて確認しておきましょう。

第九十六条一項にはこうあります。「この憲法の改正は、各議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経

なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票におい

### 改憲「原案」の発議

①議員が日本国憲法の改正「原案」を発議するには、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する（国会法第六十八条の二）。憲法改正「原案」の発議に当

て、その過半数の賛成を必要とする」ことで気付くのは「内閣」という言葉は一つもないことです。つまり内閣には憲法改正権はないということ。内閣総理大臣が「わたしの任中に憲法改正をやる」ということ自体、憲法違反だということなのです。

（国会法第二百二条の七）  
④各院の憲法審査会は合同審査会を開くことができる（国会法第二百二条の八）。改憲派は合同の方有利と考えるでしょうが、各院ごとに開くことを国民

たつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする（国会法第六十八条の三）。

これは例えば「第九十一条の改正と天皇二元首」の改正は、一つの改正案

でまとめて国民に問うことはできないということ。しかし問題は「内容において関連する」の規定。「軍隊を親閲する天皇にするために元首にすることが必要だから」という理由をあげて規定を悪用すれば、この規定は有名無実となります。

②議員が発議すると憲法審査会（衆議院五十名、参議院四十五名で構成）で審査する（国会法第二百二条の六）。可決された場合は各議院の本会議にかける。③憲法審査会も憲法改正「原案」を提出することができる（提出者は憲法審査会の

会長）。（国会法第二百二条の七）  
④各院の憲法審査会は合同審査会を開くことができる（国会法第二百二条の八）。改憲派は合同の方有利と考えるでしょうが、各院ごとに開くことを国民



5月3日、東京臨海防災公園

院ごとに開くことを国民は要求しなければいけません。

国民投票法の内容は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」（国民投票法）は、二〇〇七年五月十四日、第一次安倍内閣のもとで成立、二〇一〇年五月十八日施行されました。

①国民投票（国民の承認に関する投票）は、憲法改正のための国民投票に限る（第一条）。②国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（憲法改正原案の最後の可決があった日）から起算して六十日以後から百八十日以内において、国会の議決した期日に行う（第二条）。国民投票は単独で、あるいは衆議院議員総選挙か参議院議員選挙と組み合わせで行うことができる（憲法第九十六条第一項）。③日本国民で満十八才以上の者が国民投票の投票権を持つ（第三条）と定められていま

最後の可決があった場合、その可決を以って国会が改正の発議をし、国民に提案したものである（国会法第六十八条の五）。衆議院か参議院か最後の可決があった院から内閣に通知されます。

国民投票法において「原案」が国会において最後の可決があった場合、その可決を以って国会が改正の発議をし、国民に提案したものである（国会法第六十八条の五）。衆議院か参議院か最後の可決があった院から内閣に通知されます。

国民投票法の問題点

①改憲の発議の日から投票日までの期間が六十日というのは短いのではないかと、どんなに早くも半年以後、一年以内にするべきではないでしょうか。②憲法改正の重要性や日本国憲法の硬性憲法（憲法改正の条件が法律の制定より厳しくなっている憲法）の性格からして、憲法改正の国民投票は「投票総数の過半数」にすべきではないか。投票率が低く無効票が多い場合、少数の賛成で憲法改正が成立されることになる。これは改憲派にとって都合の良い制定条件だと言えます。

③「広告の無制限」を改めないと、お金で改憲を買うことができるようになってしまいます。④一人の個人、一つの団体が広告に使えるお金の条件を定めて、国が支給する、⑤テレビ・ラジオで改憲派・護憲派の両方が

票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない（第二百二条第一項）。⑥委員は各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。改憲反対の会派から議員が選任されないときは、選任されるようできる限り配慮するものとする（改憲派だけではない）。⑦何人も国民投票の期日前十四日に当たる日から、国民投票の期日まで、の間において、放送事業者の設備を利用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない（第十五条）。⑧「意見」広告は投票日まで自由です。

票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない（第二百二条第一項）。⑥委員は各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。改憲反対の会派から議員が選任されないときは、選任されるようできる限り配慮するものとする（改憲派だけではない）。⑦何人も国民投票の期日前十四日に当たる日から、国民投票の期日まで、の間において、放送事業者の設備を利用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない（第十五条）。⑧「意見」広告は投票日まで自由です。

票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない（第二百二条第一項）。⑥委員は各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。改憲反対の会派から議員が選任されないときは、選任されるようできる限り配慮するものとする（改憲派だけではない）。⑦何人も国民投票の期日前十四日に当たる日から、国民投票の期日まで、の間において、放送事業者の設備を利用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない（第十五条）。⑧「意見」広告は投票日まで自由です。

票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない（第二百二条第一項）。⑥委員は各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。改憲反対の会派から議員が選任されないときは、選任されるようできる限り配慮するものとする（改憲派だけではない）。⑦何人も国民投票の期日前十四日に当たる日から、国民投票の期日まで、の間において、放送事業者の設備を利用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない（第十五条）。⑧「意見」広告は投票日まで自由です。